

東三河都市計画ごみ処理場  
(一般廃棄物処理施設)

(仮称) 豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る  
都市計画の概略の案



豊橋市の花 「ツツジ」

平成 29年 2月



豊 橋 市

## 目 次

1. 都市計画を定めようとする目的	1
2. 上位計画における当該施設の位置付け	2
(1) 豊橋市都市計画マスタープラン	2
(2) 東三河都市計画区域マスタープラン	2
3. 対象事業の概要	2
4. 構想段階の評価結果	3
(1) 複数の概略の案	3
(2) 構想段階評価結果	3
5. 都市計画の概略の案の決定	5
(1) 構想段階評価書の評価結果と意見を踏まえた決定の考え方	5
(2) 立地性についての検討結果と「都市計画の概略の案」の決定	8
6. 都市計画の概略の案	9
(1) 都市計画の種類	9
(2) 名称	9
(3) 位置	9
(4) 区域	10
7. 構想段階評価書の案及び評価書に係る意見と都市計画決定権者の見解	11
(1) 「構想段階評価書の案」に係る一般からの意見	11
(2) 「構想段階評価書」に係る関係行政機関からの意見	12
参考 「計画段階環境配慮書」に対する愛知県知事の意見	13
8. 都市計画の手続き等	14
(1) 都市計画の手続き	14
(2) 都市計画の概略の案の縦覧	15
(3) 問合せ先	15

# 1. 都市計画を定めようとする目的

国は、ごみの排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策等の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するに当たっての課題に対応するため、平成9年に各都道府県に対して「ごみ処理の広域化計画について」を通知しました。このことを受けて愛知県は、平成10年10月に「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を、また平成21年3月には「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成20年度～29年度）」（以下「県広域化計画」という。）を策定しました。県広域化計画では、焼却能力300t/日以上全連続炉への集約化を目指し、県内を13ブロックに区割りし、豊橋市及び田原市は豊橋田原ブロックとして位置付けられ、今後新たな焼却処理施設整備にあたっては、広域的な施設整備を行うこととしています。

こうした中、豊橋市及び田原市では平成12年2月に豊橋渥美地域広域化ブロック会議（当時は豊橋市、田原町、赤羽根町及び渥美町の1市3町で構成）を設置し、ごみ処理広域化の検討を開始しました。また、平成25年2月には、豊橋田原ごみ処理広域化ブロック会議に名称を改め、平成26年3月に、ごみ処理の広域化を具体的に推進するため、新たな施設整備における基本的な方向性を示した「豊橋田原ごみ処理広域化計画」（以下「広域化計画」という。）を策定しました。

両市の現状として、豊橋市の焼却処理施設である「豊橋市資源化センター」は、1・2号炉が平成14年度から稼働しており、今後6年で、稼働20年以上となります。また、3号炉が平成3年度から稼働しており、既に稼働20年以上となります。田原市の焼却処理施設である「田原リサイクルセンター（炭生館）」は、平成17年度から稼働しています。

「広域化計画」では、広域処理対象施設を焼却処理施設と粗大ごみ処理施設とし、広域処理対象施設の設置場所は、豊橋市資源化センターの周辺としました。

豊橋市資源化センター及び周辺の廃棄物処理関連施設は、平成16年3月に豊橋渥美都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）・汚物処理場として都市計画決定されています。

今回の「都市計画の概略の案」は、豊橋市及び田原市のごみ処理施設を1施設に集約する、「東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）（仮称）豊橋田原ごみ処理施設」（以下「当該施設」という。）を都市計画法第11条第1項第3号に掲げる都市施設（ごみ焼却場・ごみ処理場）として定め、都市の重要な施設として都市計画に位置付けるものです。



図1 既存焼却処理施設位置図

## 2. 上位計画における当該施設の位置付け

### (1) 豊橋市都市計画マスタープラン

豊橋市都市計画マスタープラン（平成23年3月策定）においては、ごみ処理施設に関して、「ごみ処理施設などの整備については、周辺環境の保全を図るため、都市計画などと調和した適正な配置を促します。」と方針が掲げられており、当該施設は、豊橋市都市計画マスタープランの位置付けに基づいた施設です。

### (2) 東三河都市計画区域マスタープラン

当該施設は、東三河都市計画区域マスタープランの方針「市の区域を越えた広域的な連携も視野に入れて周辺施設への影響や輸送効率などを考え合わせ、愛知県廃棄物処理計画および市が定める一般廃棄物処理基本計画に基づいて施設の整備・充実を促進します。」に該当するものです。

この方針は、愛知県廃棄物処理計画における焼却処理の広域化の考え方である「一般廃棄物の焼却処理については、ダイオキシン類の発生抑制、処理施設の建設費・維持管理費等のコスト縮減等の観点から、『第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成21年3月）』に基づき、焼却処理の広域化を推進する。」を踏まえています。

また、愛知県廃棄物処理計画が根拠とする「県広域化計画」では、「豊橋市資源化センターと田原リサイクルセンターを統合することにより、最終的に1施設への集約化を目指す。」とあります。

以上により、当該施設はこれら上位計画において位置付けられた施設です。

## 3. 対象事業の概要

表1 対象事業の概要

対象事業の種類	ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の設置の事業	
名称	（仮称）豊橋田原ごみ処理施設	
位置及び面積	豊橋市豊栄町地内 約3.0ha	
施設規模	焼却処理施設	520 t/日
	粗大ごみ処理施設	68 t/日

※施設規模は、豊橋田原ごみ処理広域化計画による



表3 構想段階評価結果

評価分野	評価項目		評価結果			
			西案	北案	東案	
都市計画の一体性・総合性の確保	農林漁業との健全な調和		○ 農業との健全な調和が図れます。			
	健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	現況土地利用との整合の視点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価	○ 周辺での居住環境と都市活動には影響を与えません。			
		将来土地利用方針との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価	○	◎ 西案より居住環境や都市生活に影響を与えません。		
		近接する居住地区・公益施設への影響	○ 影響は同程度と考えられます。			
		周辺交通への影響	○ 搬出入道路は現状と同じルートであり、周辺交通への影響に違いはありません。			
	土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮		○ 十分に効果が発揮できます。			
自然的環境の整備又は保全	環境の自然的構成要素の良好な保持	大気質	二酸化硫黄	○ 既存施設の煙源条件と同等もしくはそれ以下の条件となるよう計画することから、いずれの案でも重大な影響は生じません。		
			窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質	○ 二酸化硫黄と同様に新施設煙突からの寄与濃度は、いずれの案でも重大な影響は生じません。		
	人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	主要な眺望点及び景観資源の改変	○ 主要な眺望点及び景観資源は、事業実施想定区域内にないことから、直接改変はありません。		
			主要な眺望点から新施設（煙突）を望む仰角	○ 最大 4.3°	○ 最大 4.7°	○ 最大 2.9°
円滑な都市活動の確保			「都市計画の一体性・総合性の確保」を参照			
良好な都市環境の保持	敷地内緑地の確保		○ 可能な限り緑地が配置できるように検討します。			
適切な規模及び必要な位置への配置	需要に応じた適切な規模		○ 規模は適正と考えられます。			
	事業コストの適正		○ 造成工事が割高となる	○ 施設撤去費、補償費等が必要となる		
	事業期間長期化リスク		○ リスクは同程度と考えられます。			
	都市計画の観点からの位置の適正		「都市計画の一体性・総合性の確保」を参照			
総合評価			○	○	○	

・各案の相対的な評価において、「優れている」を「◎」、「優れている案に比べて劣っている」を「○」とし、「同等」な場合は「○」としました。

## 5. 都市計画の概略の案の決定

### (1) 構想段階評価書の評価結果と意見を踏まえた決定の考え方

「構想段階評価書の案」における複数案の比較では、都市計画の一体性・総合性の確保のうち、将来土地利用方針との整合性の観点から周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価については、「西案」より居住環境や都市生活に影響を与えないとして、「北案」及び「東案」を優位としました。その他の評価項目は、全て同等の評価としました。

一方、「構想段階評価書の案」に係る一般からの意見では、『農業との健全な調和や建物の位置や形状が及ぼす影響』などについて意見がありました。また、同時に公表した環境影響評価手続きの「計画段階環境配慮書」では、『事業計画の策定に当たっては、環境への負荷を出来る限り回避、低減するように努めること』、『施設の配置等の検討に当たっては、特に施設の稼働に伴う騒音及び振動の環境影響に配慮すること』などの県知事意見が通知されました。（一般からの意見及び関係行政機関からの意見は、後述参照。）

これらの意見については、今後の事業計画策定の段階において、配置や構造などの具体的な検討を行なうことにより、その影響を回避・低減できる余地が大きいと考えられることから、評価結果に大きく影響を与えるものではないと判断し、複数案で設定した構想段階評価の総合評価は、3案とも同等の評価であるとしました。

複数案から単一の概略の案（以下、「都市計画の概略の案」という。）への絞り込みに当たっては、当該施設整備における基本的な方向性を示した「広域化計画」において、施設の一体的整備による財政的なメリットを、当該施設の設置場所を既存施設周辺とする理由の一つとしていることから、既存資源化センターに存在するユーティリティーの活用など、合理的な立地性について検討を行なうこととしました。

#### ① 特別高圧送電設備の活用

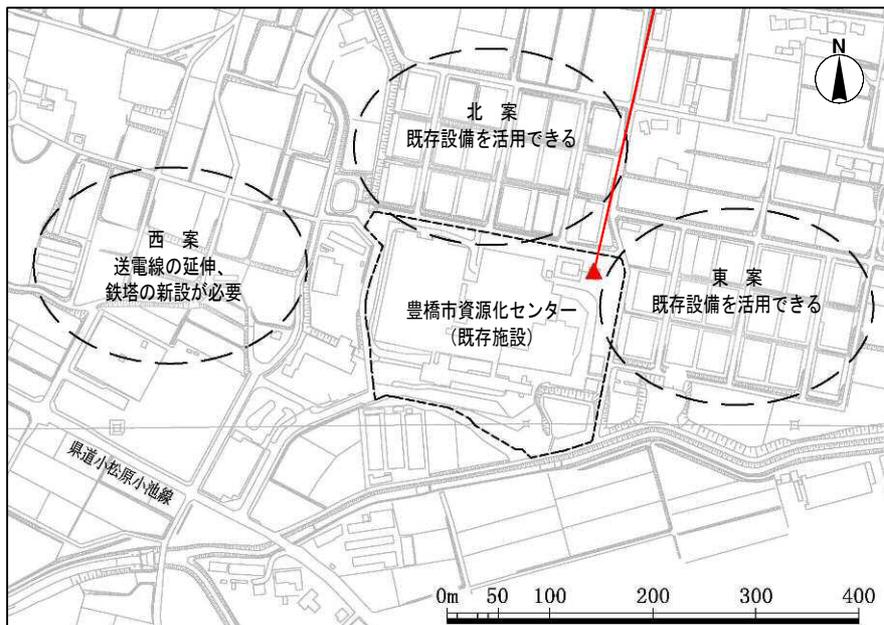
特別高圧送電設備（専用送電線、専用鉄塔）の活用についての検討内容は、図3に示すとおりです。

既存資源化センターでは、特別高圧に区分される77KVの電圧を受電して施設を稼働しています。当該施設の稼働においても、既存施設と同様に特別高圧受電が必要となりますが、特別高圧送電設備の設置費用は非常に高額であるため、既存の特別高圧送電設備を活用することについて比較検討しました。

「西案」は、既存の専用鉄塔から離れているため、専用送電線の延伸及び専用鉄塔の新設が必要となります。

「北案」及び「東案」は、既存施設用地と隣接地のため、既存専用鉄塔を活用した送電が可能となります。

このため、特別高圧送電設備の活用については、「北案」及び「東案」を優位としました。



凡例	
<span style="color: red;">—</span>	専用送電線
<span style="color: red;">▲</span>	専用鉄塔

図3 特別高圧送電設備の活用

## ② 主たる搬出入口道路の活用

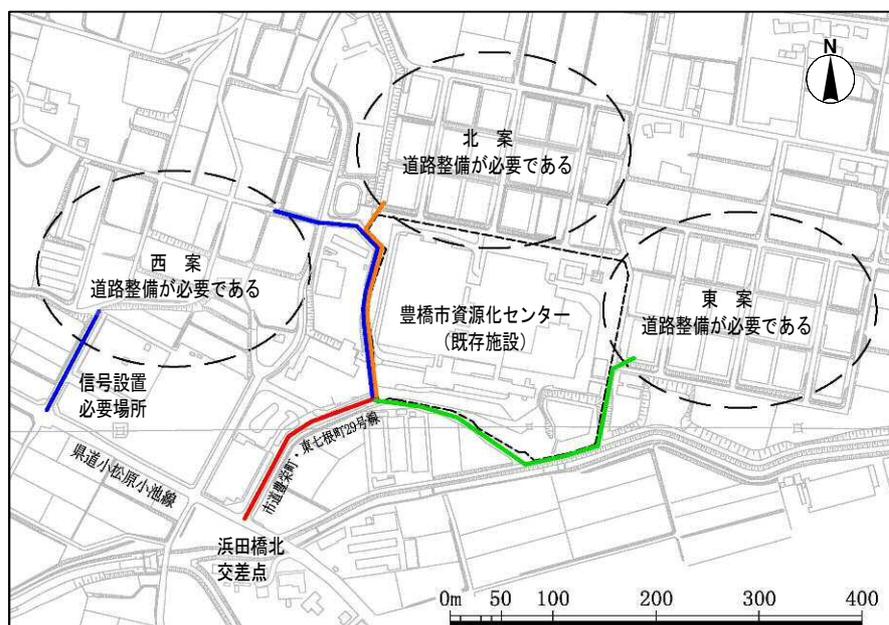
主たる搬出入口道路の活用についての検討内容は、図4に示すとおりです。

当該施設への搬出入口には、一定の幅員を有した道路及び主要搬出入口となる県道小松原小池線との交差点に信号が必要となるため、既存施設への搬出入口道路である、浜田橋北交差点の信号から市道豊栄町・東七根町29号線を経由する動線を活用することについて比較検討しました。

この場合、3案とも既存施設搬出入口道路の活用は可能ですが、各案に隣接するまでの区間においては、道路整備が必要となります。

また、「西案」は別ルートも考えられますが、新たな信号設置や道路整備が必要となること、既存余熱利用施設（りすば豊橋）と動線が重複することなどの問題が生じます。

このため、主たる搬出入口道路の活用については、3案とも同等としました。



凡例	
<span style="color: red;">—</span>	主たる搬出入口道路
<span style="color: blue;">—</span>	西案で整備が必要となる道路
<span style="color: orange;">—</span>	北案で整備が必要となる道路
<span style="color: green;">—</span>	東案で整備が必要となる道路

図4 主たる搬出入口道路の活用

### ③ 既存施設用地の有効利用

既存施設用地の有効利用についての検討内容は、図5に示すとおりです。

既存施設用地の有効利用を図ることによるメリットとして、「当該施設建築物の配置・構造・景観などについて、周辺環境を配慮した検討の自由度が高まること」、「既存施設用地を車両動線として活用することにより、一般道における交通渋滞が抑制でき交通環境の向上が期待できること、また、主たる搬出入口からの道路整備が不要となること」、「既存特別高圧受変電設備を活用できること」、などが挙げられます。

これらのメリットを踏まえ、既存施設用地を有効利用することについて比較検討しました。

「西案」は、隣接地でないため、既存施設用地の有効利用は困難であると判断しました。

「東案」は、隣接地ではありますが、既存施設用地との間の市道は、生活道路として利用されているため、廃道に伴う既存施設用地の有効利用が困難であると判断しました。

「北案」は、既存施設用地との間に市道がありますが、行き止まり道路であり道路利用者が限定されていることにより、廃道に伴う既存施設用地の有効利用が可能と判断しました。

このため、既存施設用地の有効利用については、「北案」を優位としました。

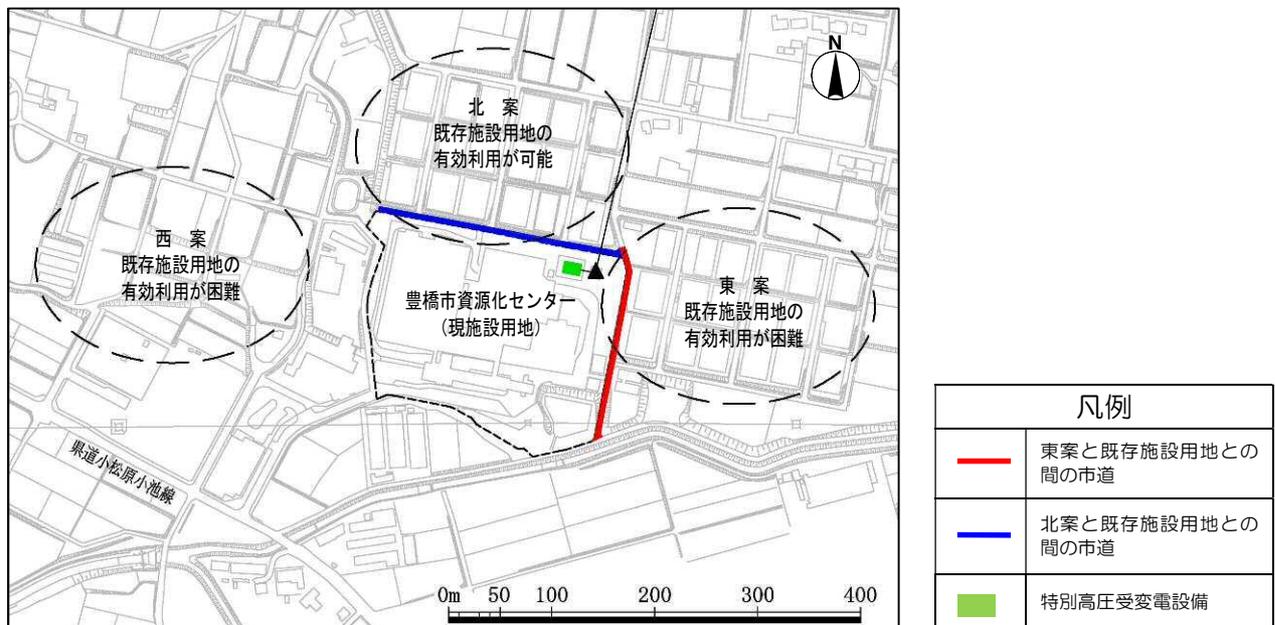


図5 既存施設用地の有効利用

(2) 立地性についての検討結果と「都市計画の概略の案」の決定

前項により検討した立地性についての検討結果は、表4に示すとおりです。

以上の検討結果から、本事業の実施にあたり、最も合理的な立地であると考えられる「北案」を、「都市計画の概略の案」として決定しました。

表4 立地性についての検討項目と検討結果

検討項目	検討結果		
	西案	北案	東案
特別高圧送電設備の活用	○ 送電線の延伸、鉄塔の新設が必要となる	◎ 既存設備を活用できる	
主たる搬出入口道路の活用	○ 道路整備が必要である		
既存施設用地の有効利用	○ 既存施設用地の有効利用が困難である	◎ 既存施設用地の有効利用が可能である	○ 既存施設用地の有効利用が困難である
結果 (合理的な立地)	○	◎	○
都市計画の概略の案		決定	

注1) 優れているを「◎」、優れている案と比べ劣っているを「○」及び同等の場合を「○」とする。

## 6. 都市計画の概略の案

- (1) 都市計画の種類：東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）
- (2) 名称：(仮称) 豊橋田原ごみ処理施設
- (3) 位置：豊橋市豊栄町地内

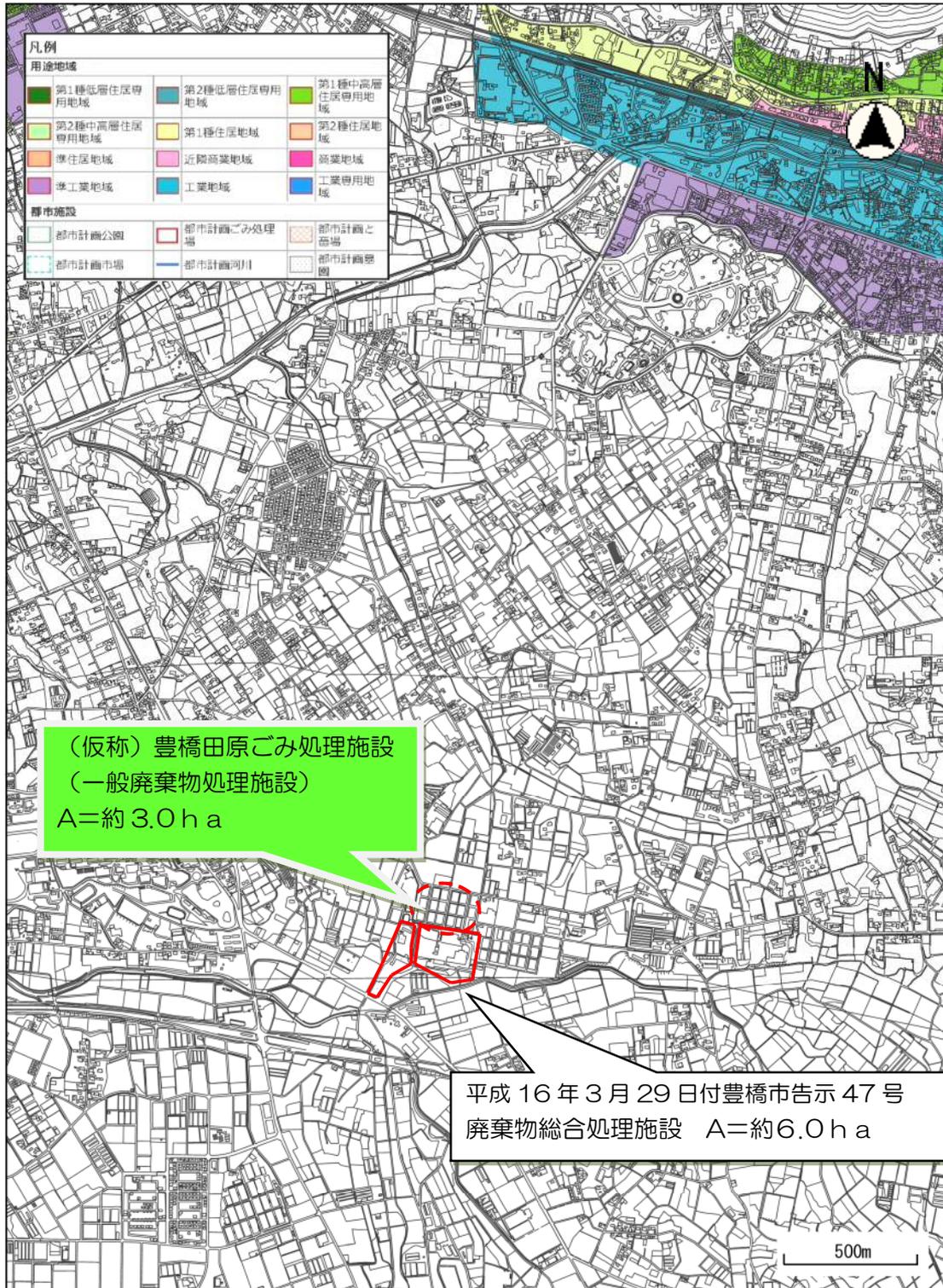


図6 位置図

(4) 区域

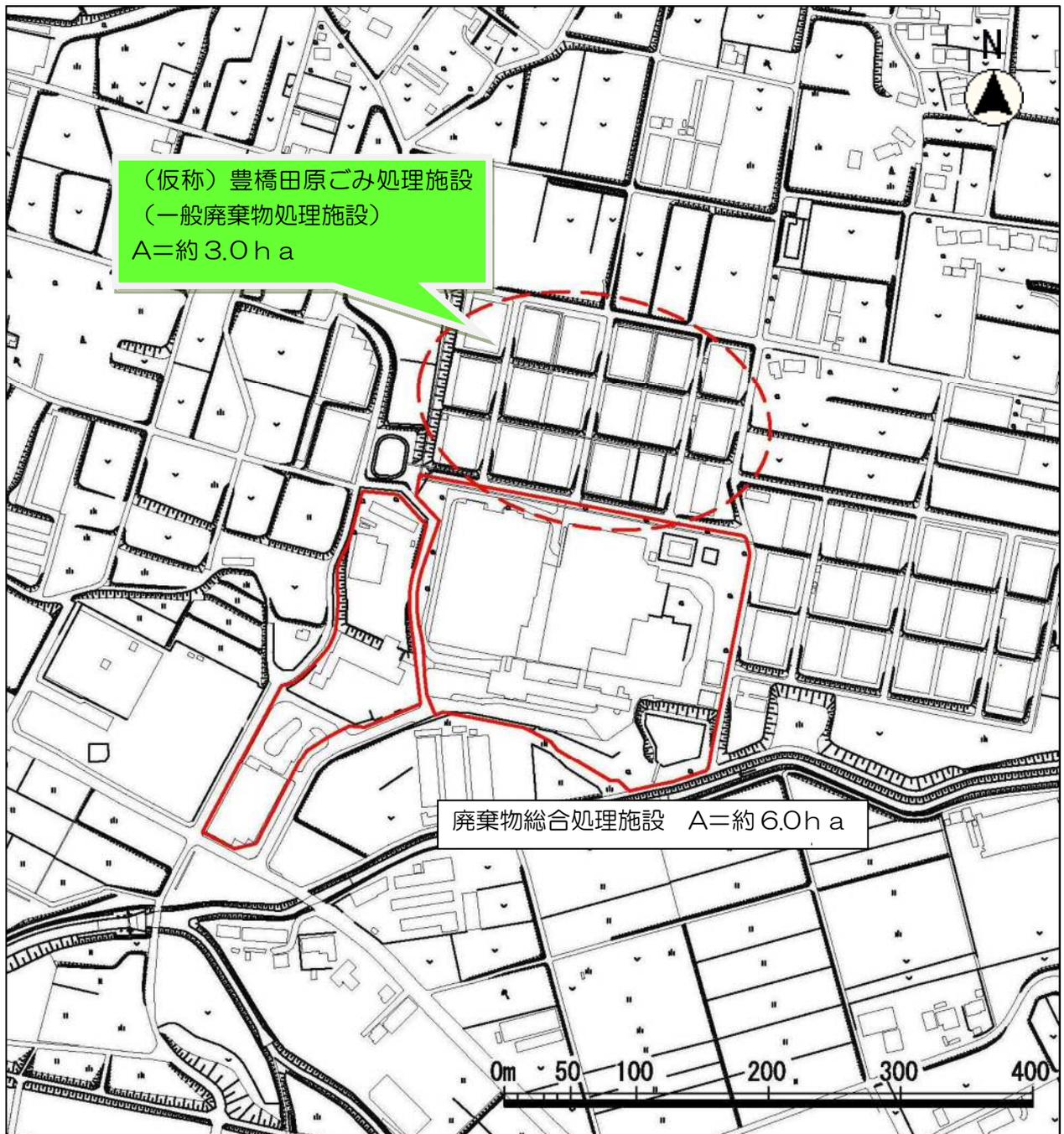


図7 都市計画の概略の案

凡例	
	(仮称) 豊橋田原ごみ処理施設(一般廃棄物処理施設)における都市計画の概略の案
	平成 16 年 3 月 29 日付豊橋市告示 47 号 都市計画決定区域

## 7. 構想段階評価書の案及び評価書に係る意見と都市計画決定権者の見解

### (1) 「構想段階評価書の案」に係る一般からの意見

「構想段階評価書の案」について、パブリックコメントを行なった結果、提出された一般からの意見と、都市計画決定権者の見解は、表5に示すとおりです。

表5 構想段階評価書の案に対する一般からの意見（1/2）

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容		
1	P15 複数案の設定 今回の構想段階評価書の案の中に、田原市は入っていないが、広大な用地もあることから、複数案の一つとして入れてはどうか。	広域化計画において施設の設置場所については田原市内に設置する案を含めて検討を行った結果、豊橋市資源化センター周辺としました。本評価書ではこの計画に基づいて場所の複数案を設定しております。
2	P15 複数案の設定 中島処理場内でも整備可能であり、田原市から出るゴミ運搬時間も多少は短縮されると同時に環境保全（排気ガス問題）にも大きく貢献するものと思慮する。	
第3章 配慮書対象事業想定区域及びその周囲の概況		
3	P47 水質 水質調査について、浜田川（佐久良橋）のBODが基準値を上回っているとあるが、本来は資源化センターの下、比留茂川を調べるべきではないか？	既存施設の豊橋市資源化センターの排水は埋設管を通し浜田川へ放流しているため、浜田川を調査しております。
第5章 評価の結果		
4	P136 農林漁業との健全な調和 「現況土地利用において農地ですが、いずれの案も農業との健全な調和が図られる評価できます」とあるが、農地が減ることについて農業との健全な調和が図られるのか。	現況土地利用は農地であることを踏まえ、事業計画において周辺農地に配慮した施設整備を検討することで、農業との健全な調和を図ることができると評価しています。
5	P139 近接する居住地区・公益施設への影響 近接する居住地区・公益施設への影響は同程度と考えるとあるが西案・北案では施設全体が高所になり「圧迫感」を感じ当然周辺の土地評価額も下がることになり影響が出ることが予測される。	本評価書においては居住地区・公益施設との離隔により評価しております。なお、今後、事業計画を推進するにあたってご意見を参考にさせていただき、建物の位置や配置、形状などについて検討してまいります。
6	P171 評価結果 仰角（景観）の評価については、角度ではなく、メートルで表現すると、既存施設よりどれだけ高くなるのかが分かりやすくなる。	対象物の見え方は、眺望点との距離や眺望点を基準とした高さによって異なるため、仰角で評価しております。 各案の地盤高を含めた高さの違いはP.169 表5-2-14に記載しています。
7	P171 評価結果 煙突だけでなく建屋本体がそびえ立つことになり「圧迫感」が相当生じることが予想される。	今後、事業計画を推進するにあたってご意見を参考にさせていただき、建物の位置、配置、形状などについて検討してまいります。

表5 構想段階評価書の案に対する一般からの意見（2/2）

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第6章 総合評価		
8	P174 総合評価 総合評価 表の下 ◎、○の説明が間違っているのではないか？	構想段階評価書（本編）P.174 欄外の記載のとおりです。
9	P174 総合評価 構想段階評価書の案は、いろんな評価項目があるが現在の資源化センターを中心とした近いところの北案と東案を念頭においた数値となっている。	広域化計画で施設の設置場所は、豊橋市資源化センター周辺と計画しており、本評価書はこの計画に基づいて豊橋市資源化センター周辺での3案を評価しております。
その他の事項		
10	構想段階評価書の案の公表にあたり地元住民に対する配慮がないと思う。是非、市側から資料を配布して説明会を開いて欲しい。	構想段階評価書の案については、早期の段階から住民等の意見の反映を図る方法として、パブリックコメントを行いました。事業計画の進捗に合わせて説明会を行ってまいります。
11	構想段階評価書の案の位置の複数案には、突然、何の説明もない東案が含まれている。	広域化計画で施設の設置場所については田原市内に設置する案を含めて検討を行った結果、豊橋市資源化センター周辺としました。本評価書ではこの計画に基づいて場所の複数案を設定しております。
12	田原市のゴミを受け入れ、単にゴミを焼却する施設建設のみであり、また老朽化した施設の更新のみであり夢もない。	今回の施設整備はごみ処理の広域化を推進し、ごみを適正に処理することを目的としております。
13	構想段階評価書の案は、現在の「資源化センター」が設置された経緯を掌握した上での評価となっているとは言いがたい。	構想段階評価書は、新施設整備にあたり構想段階の案について都市計画の観点から検討を行ったものです。
14	構想段階評価書の案の中に病害虫の対策や、資源化センター敷地内の松の木が道路に及ぼす影響について対策の記述はどこにも見当たらない。	
15	七根ICから一ノ沢交差点までの、通学路を含めた一括拡幅を考慮した対応が必要と考える。	一ノ沢交差点付近の道路整備について検討を進めています。

(2) 「構想段階評価書」に係る関係行政機関からの意見

「構想段階評価書」について、関係行政機関からの意見と、都市計画決定権者の見解は、表6に示すとおりです。

なお、「構想段階評価書」に対する意見は、愛知県及び田原市から聴取しました。

表6 構想段階評価書に対する関係行政機関からの意見

	意見	都市計画決定権者の見解
愛知県建設部長	構想段階評価については、異存ありません。なお、都市計画の概略の案の決定にあたっては、事業実施予定者や関係機関と十分な調整を図るとともに、構想段階評価の結果及び当該評価結果に係る住民意見等を踏まえ、環境評価手続と一体的に行われたい。	都市計画の概略の案の作成にあたっては、事業実施予定者や関係機関と十分な調整を図るとともに、構想段階評価の結果及び当該評価結果に係る住民意見等を踏まえ、環境評価手続と一体的に行うよう努めます。
田原市長	意見ありません。	

参考 「計画段階環境配慮書」に対する愛知県知事の意見

「構想段階評価書」に対する意見とは別に、本都市計画の手続きと同時に公表した環境影響評価手続きの「計画段階環境配慮書」に対し、愛知県知事から意見が通知されました。「計画段階環境配慮書」に対する意見は、本構想段階評価書に係る内容が含まれていることから、その概要と都市計画決定権者の見解を、表7に示します。

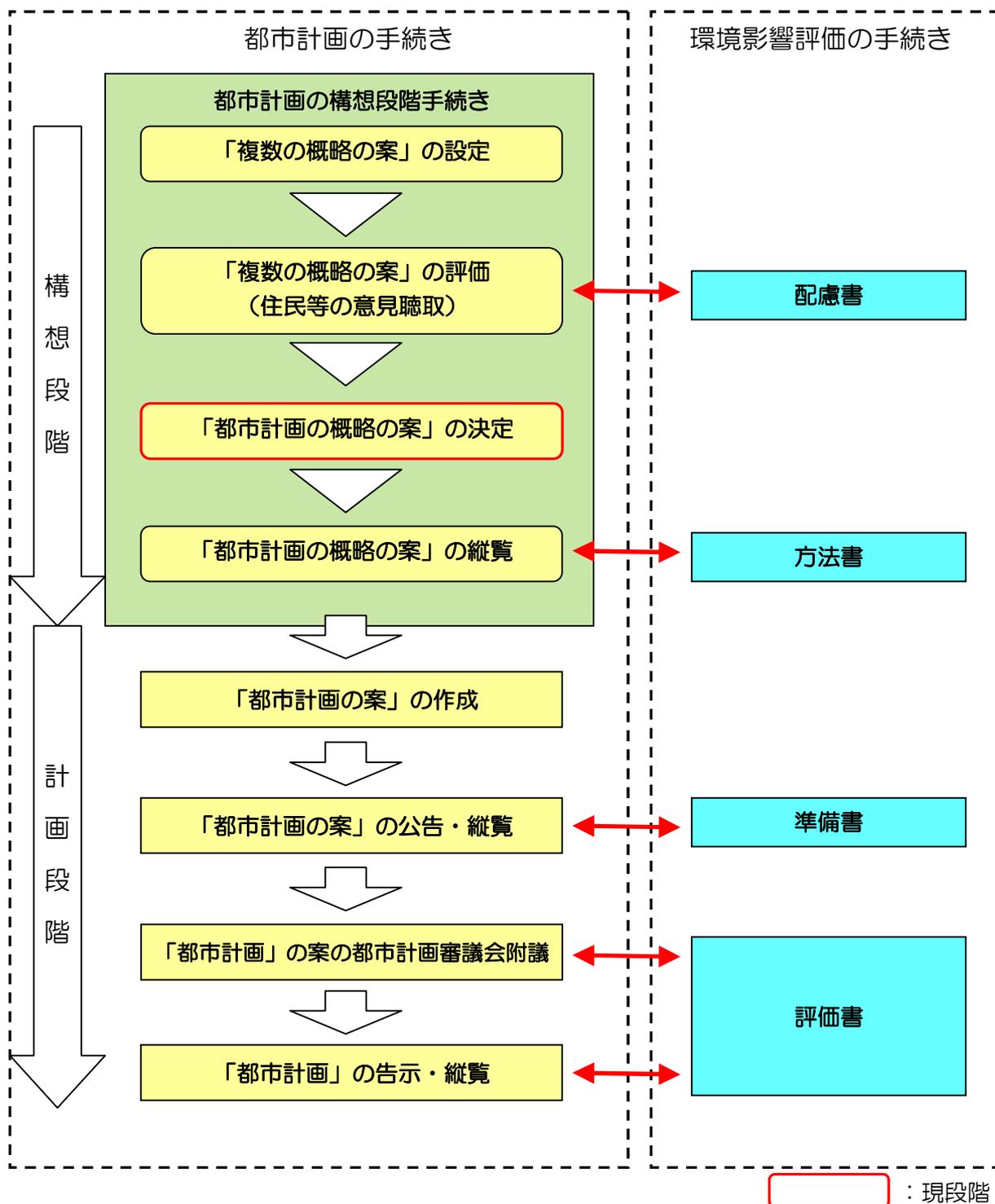
表7 計画段階環境配慮書に対する県知事からの意見

	意見	都市計画決定権者の見解
はじめに	都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成する必要がある。	配慮書に関する知事意見を十分に検討した上で、事業計画を策定し、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成します。
全般的事項	(1)事業計画の策定に当たっては、環境への負荷をできる限り回避、低減するよう努めること。	事業計画の策定に当たっては、環境への負荷をできる限り回避、低減するよう努めます。
	(2)事業実施想定区域の概ねの位置を決定した経緯及び配慮書において設定された複数案を単一案に絞り込んだ経緯をわかりやすく示すこと。	事業実施想定区域（以下「事業実施区域」という。）の概ねの位置を決定した経緯及び配慮書において設定された複数案を単一案に絞り込んだ経緯をわかりやすく記載します。
	(3)既存のごみ処理施設の解体撤去工事計画の策定に当たっては、慎重な検討を行い、その結果を踏まえ、適切に環境影響評価の項目を選定すること。	既存のごみ処理施設の解体撤去工事計画については、慎重な検討を行い、その結果を踏まえ、環境影響評価の項目に大気質（有害物質等）や水質（有害物質等）などを選定します。
騒音及び振動	事業実施想定区域の近隣に住居が存在することから、施設の配置等の検討に当たっては、特に施設の稼働に伴う騒音及び振動の環境影響に配慮すること。	詳細な施設の配置等の検討に当たっては、施設の稼働に伴う騒音及び振動の近隣住居への環境影響に配慮していきます。
地盤	事業実施想定区域のうち東案については、谷筋を埋めて造成された土地を含むことから、事業実施区域の位置の検討に当たっては、地盤の安定性についても配慮すること。	北案を本事業の単一案として選定しました。
その他	方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。	方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、平易な表現や図表により、わかりやすい図書となるよう努めます。

## 8. 都市計画の手続き等

### (1) 都市計画の手続き

都市計画運用指針に基づく構想段階手続き、計画段階手続きの流れは、図8に示すとおりです。今後は、以後に実施される計画段階手続きを進めてまいります。



都市計画における構想段階手続ガイドライン（平成 25 年 4 月 国土交通省）を参考に作成

図8 都市計画及び環境影響評価の手続き

## (2) 都市計画の概略の案の縦覧

縦覧期間	平成 29 年 3 月 28 日 (火) ~平成 29 年 4 月 28 日 (金)
縦覧場所	【豊橋市】市役所環境政策課 (西館5階)、しょうほうひろば、資源化センター、豊橋市民センター (カリオンビル)、中央図書館、市民文化会館、各窓口センター 豊橋市ウェブホームページ ( <a href="http://www.city.toyohashi.lg.jp/">http://www.city.toyohashi.lg.jp/</a> ) 【田原市】市役所廃棄物対策課 (南館2階)
その他	環境影響評価方法書の縦覧と合わせて実施します。

## (3) 問合せ先

問合せ先	豊橋市環境部施設建設室 〒441-3125 豊橋市豊栄町字西 530 番地 (資源化センター内) TEL 0532-38-0777 FAX 0532-46-7942 (施設課内)
------	--